

事業名	仕事と家庭の両立支援事業費	財務コード (事業)	680801
-----	---------------	---------------	--------

細事業名	就業規則作成等講習会等開催費
------	----------------

担当部課室	産業労働 部 労政雇用 課 労政 担当 (内線)	4804
-------	--------------------------	------

事業の概要

実施期間	始期 H17 年度 ~ 終期 年度		
実施主体	県(委託)		
事業の目的	誰(何)を対象に 中小企業事業主	その対象をどのような状態にして 育児・介護休業や子どもの看護休暇等の制度に関する規定を盛り込んだ就業規則が整備され、より良く機能している。	結果、何に結びつけるのか 労働者の仕事と家庭の両立
	<p>事業の内容 主に 24年度</p> <p>事業概要 近年、急速な少子・高齢化や核家族化が進む中で、労働者が仕事と家庭の両立を図ることができるよう雇用環境を整備していくことが求められている。そのため、特に整備率の低い中小企業に対して、育児・介護休業や子どもの看護休暇等の制度に関する規定を盛り込んだ就業規則の整備を促すとともに、就業規則がより良く機能するための運用方法等について指導・助言を行うことにより、働きやすい職場環境づくりを図り、労働者の仕事と家庭の両立を支援する。</p> <p>事業実績 ・就業規則作成等講習会の開催(3回) ・就業規則作成等個別相談の実施(24回)</p>		
根拠法令等	仕事と家庭の両立支援事業実施要領		

事業の目標、実施状況等(事業実績及び成果の達成状況)

事業の実施状況と目標の実現度	23年度		24年度		25年度	26年度	事業目標の考え方
	実績値		目標値	実績値	見込値	目標値	
活動指標	講習会開催数	講習会3回	講習会3回	講習会3回	講習会3回	講習会3回	活動指標 目標設定の考え方 過去の実績を参考にした。 データの出典等 予算見積書
	個別相談実施数	個別相談18回	個別相談24回	個別相談24回	個別相談24回	個別相談24回	
	活動指標達成率 (実績値/目標値)	100.0 %					
成果指標	成果指標達成率 (実績値/目標値)			%			成果指標 目標設定の考え方 データの出典等
	決算額、予算額 (千円) うち一財額	630	600	600	600	618	
	所要時間(直接分)	20 時間	20 時間	20 時間	20 時間	20 時間	成果指標によらない成果 社会保険労務士等による講習会や個別相談を通じ、中小企業事業主に就業規則の整備等について指導・助言することにより、中小企業で働く労働者の仕事と家庭の両立支援につながっている。
	所要時間(間接分)	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	0 時間	
	所要時間計	20 時間	20 時間	20 時間	20 時間	20 時間	
	人件費コスト 単位:千円 (@2,050円×所要時間)	41	41	41	41	41	

これまでの事業の見直し・改善状況

平成24年7月、改正育児・介護休業法が全面施行され、従業員100人以下の事業主にも 短時間勤務制度、 所定外労働の制限、 介護休暇制度が適用されたことから、本事業の実施内容等を規定した「仕事と家庭の両立支援事業実施要領」を見直し、25年度からは、就業規則の整備の他、就業規則が適切に機能するための運用方法等についても指導・助言を行うよう改めた。

活動量と成果の判断(平成24年度の業績評価)

(1) 事業は予定された活動量を上げているか。(「活動指標の達成率」等から、事業の活動量を判断)

数値判定 H24年度 活動指標 達成率	活動量に係る 一次評価	活動量に係る一次評価の考え方 数値判定と一次評価とが異なる場合等に記入すること
b	b	

a: 予定を超えた活動量がある(120%以上)。 b: 予定どおりの活動量がある(80%以上120%未満)。 c: 予定したほど活動量がない(40%以上80%未満)。 d: 予定した活動量に著しく足りない(40%未満)。

(2) 事業は意図した成果を上げているか。(「成果指標の達成率」、「成果指標によらない成果」から事業の成果を判断)

数値判定 H24年度 成果指標 達成率	成果に係る 一次評価	成果に係る一次評価の考え方 必ず記入すること 社会保険労務士等による講習会や個別相談が活動目標どおり実施され、中小企業事業主に就業規則の整備等について指導・助言がなされたことから、中小企業で働く労働者の仕事と家庭の両立支援につながっており、意図した成果はほぼ上げている。
	b	

a: 意図した成果を十分に上げている(120%以上)。 b: 意図した成果はほぼ上げている(80%以上120%未満)。 c: 意図した成果は十分ではないが、対象や方法の改善により成果の向上が見込める(40%以上80%未満)。 d: 意図した成果が十分でなく、成果を上げる方法も見あたらない(40%未満)。

見直しの必要性(平成26年度に向けた改善等の考え方)

一次評価(担当部評価結果)

見直しの必要性	説 明	以外の 判断項目
無		

・「以外の判断項目」の欄
 必要性(a.目的の達成 b.新たな課題への対応 c.対象の変化 d.ニーズの変化 e.法律・制度の改正) 官or民(f.民間等実施) 官の役割分担
 (g.市町村等へ移管) 効率性(h.外部委託 i.経費節減 j.類似事業と統合・連携 k.所要時間の縮減 l.プロセスの改善) m.その他

二次評価(担当部局再評価結果) 行政評価アドバイザー会議(外部評価)での指摘事項を踏まえた担当部局による再評価

見直しの必要性	説 明	以外の 判断項目
/		/

・「以外の判断項目」の欄は、上記と同様とする。

見直しの方向(平成26年度当初予算等での対応状況)

見直しの方向	具体的な実施計画等
現行どおり	

・見直しの方向は、「廃止」「一部廃止」「終期設定」「休止」「他事業と統合」「縮小」「拡大」「実施方法等の変更」「改善済み」の中から選択し、見直しの必要性を踏まえ、具体的な実施計画等を分かりやすく記載すること。なお、見直しがない場合は、「現行どおり」と記載し、必要に応じてその理由を記載すること。